

トピックス

空き家の適正管理をお願いします

空き家の所有者や管理者は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」で、空き家の適正な管理に努めることが定められています。

人が住まない状態で放置されると、家はどんどん傷んでいきます。特に、梅雨時期は湿気によりカビなどが繁殖しやすく、木を腐らせ住宅の劣化が生じる原因になります。また、気温が上がれば雑草などが生い茂ると、通路や隣地に草木がはみ出し、害獣のすみかになる恐れがあります。

◆特定空家等とは

次のような場合は「特定空家等」と認定されます。

- 倒壊など、保安上著しく危険となる恐れがある。
- 衛生上著しく有害となる恐れがある。
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている。
- その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である。

「特定空家等」に認定された後もそのまま放置しておく、住宅用地の固定資産税の負担を軽減する特別措置がなくなります。また、瓦、外壁材などの落下により通行人に被害を与えた場合は、損害賠償を請求される場合があります。

管理されない空き家が地域に増えると、周辺の住民にとって迷惑だけでなく、まち全体の活力を奪っていきます。空き家は敷地内の草刈りや定期的な掃除、損傷部の修繕などの手入れを行うことが大切です。

市では、自分で維持管理ができない場合に専門家を紹介するなどアドバイスをします。また、「伊賀流空き家バンク」に登録した家を探している人へ紹介することで、空き家の利活用を図る取り組みを行っています。空き家は放置せず、適正な管理をお願いします。空き家に関するご相談を常時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



【問い合わせ】 空家対策室
TEL 22・9676 FAX 22・9641
shimin@city.iga.lg.jp

トピックス

風水害に備えよう

梅雨の長雨が気になる季節になりました。大雨による浸水や土砂災害の心配も出てきます。いざという時のために、事前に準備をしておきましょう。

◆備蓄品や非常持ち出し袋を準備しよう

非常持ち出し袋に、食料・飲料水・生活必需品など1週間程度の備えをしましょう。

消費期限も確認し、*ローリングストックを心がけましょう。

*ローリングストック：食べ物や日用品を少し多めに購入し、日常生活で古いものから順に消費し、食べた分を買い足し、補充しながら備蓄していく方法。

◆ハザードマップを確認しよう

お住まいの地域の危険な場所をハザードマップで確認し、事前に避難所までのルートをチェックしましょう。

伊賀市土砂災害ハザードマップ

伊賀市洪水ハザードマップ

◆いざという時の行動を考えておこう

テレビやインターネットで気象情報や災害情報を確認し、危険が近づいている場合は、早めに避難するなど命を守る行動をとりましょう。夜間や避難所に行くことが危険な場合は、2階に避難しましょう。

◆防災訓練のススメ

事前に訓練していないと、いざという時に、素早い避難行動ができません。災害を自分事と考え、防災に関する知識を増やしたり、地域の人などで一緒に考え、災害に負けないように訓練しておきましょう。

◆停電情報お知らせサービス

地域を登録するだけで停電情報をいち早くお知らせし、電気の困りごとをチャット機能を使いすぐに相談できるアプリ「停電情報お知らせサービス」を中部電力パワーグリッドから無料配信しています。

アップストア App Store

プレイ Google Play

【問い合わせ】 総合危機管理課
TEL 22・9640 FAX 24・0444
kikikanri@city.iga.lg.jp

トピックス

令和3年度市・県民税を「確認ください」

◆6月14日(月)に納税通知書を発送します

市・県民税は、金融機関のほかコンビニエンスストア、スマートフォンアプリでも納付ができます。

【納期限】

普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日
給与からの引き落としによって徴収する税額などは、事業所へ送付する通知書をご確認ください。

なお、確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外(4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。



この封筒をご確認ください

【公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ】

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で収める(普通徴収)		年金から引き落とす(特別徴収)		
6月	8月	10月	12月	令和4年2月
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。
※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は普通徴収になります。



【問い合わせ】 課税課
TEL 22・9613 FAX 22・9618
E kazei@city.iga.lg.jp

トピックス

水道週間(6月1日~7日)

令和3年度水道週間スローガン 『生活も ウイルス予防も 蛇口から』

水道は生活になくってはならないものです。水道をはじめ電気やガスなどは、ライフラインと呼ばれる、皆さんの生活を24時間休むことなく支えています。

水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場合は、「伊賀市上下水道部指定給水装置工事事業者(以下、工事事業者)」へ申し込んでください。

※工事事業者については、水道工務課へお問い合わせいただくか、市ホームページまたは「くらしのガイドブック」でご確認ください。

もし水漏れを発見したら

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内のごみかで漏水している可能性があります。

す。漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭の水道料金負担を大きくします。そのような場合は、まず、メーターボックス内にある止水栓(元栓)を閉めてください。修理や点検については、工事事業者へお問い合わせください。
※道路や、道路から水道メーターまでの間で水漏れを見つけた場合は水道工務課へご連絡ください。

水道メーター取り替えのお知らせ

計量法に基づき、設置後7年を経過した水道メーターの取り替えを計画的に進めています。該当する家庭には、時期などをはがきでお知らせしたあと工事事業者が訪問し、水道メーターを取り替えます。



【問い合わせ】
○水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど
上下水道部水道工務課 TEL 24・0002 FAX 24・0006
○検針・開閉栓・料金など
水道お客様センター TEL 24・0013 FAX 24・0007